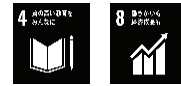


23 宮城県職業能力開発協会



1 基本情報

所在地	仙台市青葉区青葉町16-1			出資等の状況	第1位	-
代表者	会長 小林 嵩	設立	昭和54年10月1日		第2位	- 千円 ()
電話	022-271-9260	ファックス	022-271-9242		第3位	-
団体分類	自立支援団体	県主務課	経済商工観光部 産業人材対策課		第4位	- 千円 ()
県出資額・割合	- 千円 ()	ホームページ	http://www.miyagi-syokunou-kyoukai.com		第5位	- 千円 ()
設立目的(定款等)	宮城県の地区内において職業訓練、職業能力検定、その他職業能力開発に関し必要な業務を行うことにより、当該地区における職業能力の開発及び向上の促進を図ることを目的とする。				その他	- 千円 ()
					出資等総額	0 千円

2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
事業1	技能検定事業	50,752 (53.9%)	60,658 (56.8%)	54,057 (60.8%)	技能検定試験(国家検定)の実施
事業2	受託事業	40,923 (43.4%)	43,255 (40.5%)	31,409 (35.3%)	若年技能者人材育成の支援
事業3	能力開発振興事業	2,082 (2.2%)	2,404 (2.3%)	3,144 (3.5%)	認定職業訓練団体の育成及び各種講習会等の実施
その他の事業	技能評価試験等実施事業	428 (0.5%)	449 (0.4%)	340 (0.4%)	技能評価試験、ビジネス・キャリア検定試験等の実施
全体事業費		94,185	106,766	88,950	指定管理者

3 公社等の公益的使命と県が期待する役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
当協会は、職業能力開発促進法に基づく必置団体であり、国家検定である技能検定試験を中心に民間における職業能力の開発・向上を促進する重要な役割を担っている団体である。都道府県と密接な連携のもとに生涯にわたる職業能力の開発及び促進を図る目的、基本理念を有しており、職業能力開発促進法第82条に業務が規定されている。	職業能力開発協会は、県内における職業能力の開発促進のための民間における指導的団体であり、国及び県の施策をさらに浸透させ、生涯職業能力開発促進のための活動を行う公共的団体である。健全運営に努めるとともに、技能検定試験、技能五輪全国大会への参加支援及び各種講習会等を引き続き適切に実施し、一層の技能振興に取り組むことを期待する。

4 評価

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 上記3への対応	技能検定試験は、引き続き感染症対策を講じた上で計画どおり実施できた。また、外国人技能実習生に対する随時技能検定試験において、入国規制の緩和による受検申請者増に備えて、主担当を1名増員し、年度後半に急増した基礎級の受検申請に適切に対応した。	適正な定期技能検定試験の実施に加え、年度後半の随時技能検定試験受検者の急増を見込み、協会内の実施体制を整備したことにより、継続的な受検機会の確保が図られた。今後も引き続き適切な業務運営を期待する。	
ロ 組織運営の健全性 ※1	安定した事業継続を視野に入れ、新規職員2名を採用し、4月当初から重点的に職員研修を実施し人材育成を図ったほか、職員全体においても事務処理の再確認を行い、検定試験の適正な実施に努めた。	協会内の人材配置・育成等の計画的な実施により、組織体制の強化が図られ、安定した業務運営が継続された。 なお、引き続き内部統制を図り、健全な組織運営及び適正な検定業務の実施が求められる。	A
ハ 財務の健全性 ※1	定期試験の受検者数の減少や材料費の高騰などがあったものの、随時試験の受検者数の増加により黒字は継続している。自主事業である階層別研修・テーマ別研修においては、関係事業所への周知に努め、前年度より受講者を増やし収入増とする事が出来た。今後も安定的に収入を確保できるように努める。	若年者への受検手数料減免制度の対象縮小の影響もあり、定期技能検定試験の受検者数が減少し、経常増減額が減少したが、急増した随時技能検定試験の受検機会を確保したこと等により一定の収益が確保された事は評価できる。さらに自主財源の拡充に取り組むなど、より健全な財務運営に努める事を期待する。	A
総合評価・今後の方向性と課題	財務・組織運営の健全化に努めるとともに、適正な事務処理を再確認、徹底を図る。 また、引き続き定期技能検定試験及び随時技能検定試験の円滑な実施、人材の育成を図る。	組織運営及び財務において健全性が図られ、概ね良好である。引き続き適正な業務運営について意識を持った取り組みを期待するとともに、県として必要な助言・指導を行っていく。	総合評価 A

※1 上記ロ及びハにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

5 経営状況（単位：千円）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(R4-R3)
貸借対照表	資産合計	92,093	71,135	69,814	△ 1,321
	流動資産	46,840	24,809	21,692	△ 3,117
	固定資産	45,253	46,326	48,122	1,796
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	54,686	33,204	32,412	△ 792
	流動負債	45,158	21,499	19,512	△ 1,987
	固定負債	9,528	11,705	12,900	1,195
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	37,406	37,932	37,402	△ 530
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	37,406	37,932	37,402	△ 530	
正味財産増減計算書	経常収益	191,223	192,268	170,298	△ 21,970
	うち事業収益	44,400	52,223	56,616	4,393
	経常費用	161,159	179,303	161,577	△ 17,726
	うち管理費	65,942	70,855	69,208	△ 1,647
	評価損益等調整前当期経常増減額	30,064	12,965	8,721	△ 4,244
	当期経常増減額	30,064	12,965	8,721	△ 4,244
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	6,146	525	△ 530	△ 1,055
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	6,146	525	△ 530	△ 1,055	
県の財政的関与	補助金	70,079	75,668	64,420	△ 11,248
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	70,079	75,668	64,420	△ 11,248
	総収入 ※3	191,223	192,268	170,298	△ 21,970
	総収入に対する補助金等割合	36.6%	39.4%	37.8%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
（なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。）

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

6 主な経営指標

評価項目	算式等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(R4-R3)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	40.6%	53.3%	53.6%	0.2%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	103.7%	115.4%	111.2%	-4.2%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	15.7%	6.7%	5.1%	-1.6%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	34.5%	36.9%	40.6%	3.8%

7 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (6月末現在)	令和4年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤(うち県退職者)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員				
	非常勤(うち県退職者)	24 (1)	24 (1)	23 (1)	平均年齢(歳)	1名のため非公開			
職員	常勤職員(※4)	11	9	9	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開			
	プロパー職員	8	7	7	常勤職員(プロパー)				
	県退職者	3	2	2	平均年齢(歳)	35.0			
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開			
	その他の派遣職員	0	0	0					
	上記以外の職員(※5)	8	8	8					
障害者雇用の状況(※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県退職者、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

23 宮城県職業能力開発協会

1 組織運営の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価				
1	経営方針	経営方針を明確にし、職員に周知しているか。 〔指標〕 ✓経営方針の職員等への周知の有無	①周知している。	①	1		
			②周知していない。	0			
2	組織体制	経営幹部へ民間等経験者を含む多様な人材を登用しているか。 〔指標〕 ✓役員に民間企業等出身者を登用・配置の有無	①登用している。	①	1		
			②登用していない。	0			
	人材育成の取組を行っているか。 〔指標〕 ✓人材育成や内部登用、独自の人材確保の取組の有無	①行っている。	①	1			
		②行っていない。	0				
DX推進に向けた体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓DXについて検討・推進を行う部署の設置又は担当者の配置の有無	①設置又は配置している。	1	0				
	②設置又は配置していない。	①0					
3	内部統制	必要な業務規程を整備しているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる業務規程等の整備状況	①8項目以上整備	①	1		
			②8項目未満整備	0			
			就業規則	■			
			役員報酬規程	■			
			職務分掌規程	■			
			会計規程	■			
			契約規程	■			
			決裁規程	■			
			給与規程	■			
			退職手当規程	■			
			施設等管理規程	□			
			業務継続計画（BCP）	□			
			実効的な外部監査を受けているか。 〔指標〕 ✓公認会計士・税理士の関与の有無	①公認会計士・税理士による監事（監査役）監査の実施又は監査法人による監査の実施。		2	1
				②公認会計士・税理士による定期的な指導を受けている。		①	
③公認会計士・税理士による関与はない。	0						
組織内の業務監査体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓組織内の業務監査体制の整備の有無	①整備している。	1	0				
	②整備していない。	①0					

No.	項目	評価内容	評価		
3	内部統制	適切に情報公開を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる資料の団体ホームページにおける公開状況	①下記のうち、6項目以上（会社法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	2
		②下記のうち、6項目未満（会社法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1		
③ホームページで公開していない。	0				
定款（寄附行為）	■				
役員等名簿	■				
事業計画書	■				
収支予算書	■				
事業（営業）報告書	■				
収支計算書	■				
貸借対照表	■				
損益計算書（正味財産増減計算書）	■				
財産目録	■				
キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□				
役員の報酬・退職金に関する規定	□				
コンプライアンスに関する取組を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる取組の実施状況	①3項目以上実施している。	2	2		
	②1～2項目実施している。	1			
	③実施していない。	0			
	○コンプライアンスに関する規程を整備している。	■			
	○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。	□			
	○職員に対する啓発等研修の場を設定している。	■			
	○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。	■			
	○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を実施している。	□			
合計（12点満点）				9	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
安定した事業継続を視野に入れ、新規職員2名を採用し、4月当初から重点的に職員研修を実施し人材育成を図ったほか、職員全体においても事務処理の再確認を行い、検定試験の適正な実施に努めた。	協会内の人材配置・育成等の計画的な実施により、組織体制の強化が図られ、安定した業務運営が継続された。 なお、引き続き内部統制を図り、健全な組織運営及び適正な検定業務の実施が求められる。	A

＜参考指標＞

合計点が
9～12点の場合：A（概ね良好）
6～8点の場合：B（改善の余地あり）
3～5点の場合：C（改善措置が必要）
0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）

2 財務の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価	
1	採算性 経常的な活動は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：経常増減額 ✓損益計算書：経常損益 ✓収支計算書：事業収入-(事業費+管理費)	①3期連続黒字（増加）	③	3
		②当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2	
		③当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	1	
		④3期連続赤字（減少）	0	
	事業活動全体は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：正味財産増減額 ✓損益計算書：純利益（損失） ✓収支計算書：収支差額	①3期連続黒字（増加）	3	2
		②当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	②	
③当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）		1		
④3期連続赤字（減少）		0		
累積欠損金はないか。 〔指標〕 ✓公益法人会計：正味財産合計-出資等合計 ✓企業会計：利益剰余金	①当期≥0（累積欠損金なし）	②	2	
	②当期<0（累積欠損金あり）	0		
2	安全性 財務は安定しているか。 〔指標〕正味財産(自己資本)比率の状況 ✓正味財産合計（純資産）÷資産合計×100	①当期≥30%	②	2
		②当期<30%	0	
	借入金に依存していないか。 〔指標〕借入金依存度の状況 ✓（短期借入金+長期借入金）÷資産合計×100	①当期≤正味財産（自己資本）比率、借入金なし	①	1
		②当期>正味財産（自己資本）比率	0	
	十分な支払能力を維持しているか。 〔指標〕流動比率の状況 ✓流動資産÷流動負債×100	①当期≥100%	①	1
		②当期<100%	0	
合計（12点満点）				11

団体による自己評価 （概況、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
定期試験の受検者数の減少や材料費の高騰などがあったものの、随時試験の受検者数の増加により黒字は継続している。自主事業である階層別研修・テーマ別研修においては、関係事業所への周知に努め、前年度より受講者を増やし収入増とする事が出来た。今後も安定的に収入を確保できるように努める。	若年者への受検手数料減免制度の対象縮小の影響もあり、定期技能検定試験の受検者数が減少し、経常増減額が減少したが、急増した随時技能検定試験の受検機会を確保したこと等により一定の収益が確保された事は評価できる。さらに自主財源の拡充に取り組むなど、より健全な財務運営に努める事を期待する。	A

<参考指標>

合計点が
 10～12点の場合：A（概ね良好）
 6～9点の場合：B（改善の余地あり）
 3～5点の場合：C（改善措置が必要）
 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）